

平成20年第1回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成20年3月26日 開 議 午前9時30分

日程第1	議 長	おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
	久留嶋	日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。
	事務局長	事務局長、久留嶋一之君。
		ご報告申し上げます。
		地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定に基づく、議案第4号に対する修正案1件を受理しております。
		次に、会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。
		以上で報告を終わります。
	議 長	議会報告を終わります。
		日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。
	川原議員	議会運営委員長、川原茂行君。
		議会運営委員会のご報告を申し上げます。3月24日午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、3月26日の定例会運営について慎重に審議いたしました。その結果をご報告申し上げます。それでは、お手元に配布されております、議事日程第3号について、ご説明を申し上げます。
	日程第1	議会運営委員会報告 議会運営委員長
	日程第2	会議録署名議員の指名
	日程第3	議案第15号の訂正許可について
	日程第4	付託案件の委員長報告 総務常任委員長
	日程第5	付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
	日程第6	付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
	日程第7	議案第4号 まんのう町総合計画の承認について
	日程第8	議案第5号 まんのう町公園条例の制定について

川原議員	日程第 9	議案第 6 号	まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定について
	日程第 10	議案第 7 号	まんのう町共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例の制定について
	日程第 11	議案第 10 号	まんのう町国民健康保険条例の一部改正について
	日程第 12	議案第 11 号	まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について
	日程第 13	議案第 12 号	まんのう町公共下水道条例の一部改正について
	日程第 14	議案第 14 号	まんのう道路線の認定について
	日程第 15	議案第 15 号	まんのう町道路線の変更について
	日程第 16	議案第 16 号	まんのう町道路線の廃止について
	日程第 17	議案第 17 号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について
	日程第 18	議案第 18 号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について
	日程第 19	議案第 19 号	塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について
	日程第 20	議案第 20 号	まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について
	日程第 21	議案第 21 号	まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について
	日程第 22	議案第 22 号	二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について
	日程第 23	議案第 23 号	塩入健康センターの指定管理者の指定について
	日程第 24	議案第 24 号	平成 19 年度まんのう町一般会計補正予算（案）
	日程第 25	議案第 25 号	平成 19 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）
	日程第 26	議案第 26 号	平成 19 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）
	日程第 27	議案第 27 号	平成 19 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）
	日程第 28	議案第 28 号	平成 19 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）
	日程第 29	議案第 29 号	平成 19 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）
	日程第 30	議案第 30 号	平成 19 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）
	日程第 31	議案第 31 号	平成 20 年度まんのう町一般会計予算（案）
	日程第 32	議案第 32 号	平成 20 年度まんのう町 国民健康保険特別会計予算（案）
	日程第 33	議案第 33 号	平成 20 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）

日程第 2	川原議員	日程第 34 議案第 34 号 平成 2 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 日程第 35 議案第 35 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 日程第 36 議案第 36 号 平成 2 0 年度まんのう町診療所特別会計予算（案） 日程第 37 議案第 37 号 平成 2 0 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案） 日程第 38 議案第 38 号 平成 2 0 年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 日程第 39 議案第 39 号 平成 2 0 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 日程第 40 議案第 40 号 平成 2 0 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 日程第 41 議案第 41 号 平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算（案） 日程第 42 議案第 42 号 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更について
	議 長	日程第 43 議案第 43 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任について 即決をお願いします。 日程第 44 発議第 1 号 まんのう町議会委員会条例の一部改正について 即決をお願いします。 日程第 45 閉会中の継続調査について 以上の日程で、意見の一致を見、午前 1 1 時 5 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において、1 8 番、川原茂行君、1 9 番、加地禎君を指名いたします。
		日程第 3 議案第 1 5 号の訂正許可についての件を議題といたします。 訂正理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
		ただいま上程されました議案第 1 5 号の訂正許可についてのご説明を申し上げます。3 月 7 日、提出をいたしました議案第 1 5
	町 長	

	町 長	号、道路線変更についてのなかで、路線名、馬方2号線において、路線延長を再調査した結果、不備がありましたので訂正するものであります。訂正の内容につきましては、路線名、馬方2号線において、路線延長を訂正するものであり、変更前L=804mをL=1921とし、変更後L=328mをL=1445mと訂正するものでございます。
	議 長	ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	これをもって訂正理由の説明を終わります。
		お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第15号の訂正を許可することにご異議ありませんか。
		〔なし。〕
		異議なしと認めます。よって議案第15号の訂正は許可することに決定しました。
		議場の時計で10時10分まで休憩します。なお、議場の時計でなくして、暫時休憩といたします。なお、休憩中に建設経済常
		任委員会を第1委員会室において行いますので、委員、執行部の方はご参集をお願いしたと思います。よろしく願いします。
		休憩 9時44分
	議 長	休憩を戻し、会議を再開します。再開 10時23分
	三好議員	三好議員、勝利君。
		委員長報告の前に、多少、数分、数10分ぐらいで終わりますので、暫時休憩をお願いします。これは、委員会内部の協議内容
	議 長	についてでございます。よろしく願いします。
		それでは暫時休憩をいたします。
	議 長	失礼します、休憩戻し会議を再開します。
		各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理しておりますので、ご報告します。
		なお、議案第15号の訂正許可について、委員長報告については、後ほどの委員長報告と一緒にさせていただくということで、
		ご理解をお願いいたします。
		三好勝利君。
	三好議員	委員長報告の前に、委員会内部で、ちょっと意見の再統一を図りたいと思いますので、ちょっと休憩をお願いいたします。
		暫時休憩ですけど、短時間で終わりますから。よろしく願いします。

日程第 4	議 長	それでは暫時休憩をお願いいたします。 休憩 10時27分
	議 長	休憩を戻し会議を再開します。 再開 10時44分
	三好議員	日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長、三好勝利君。 それでは、命により、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 3 月 1 9 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員と教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと総務常任委員会を開催いたしました。 3 月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 1 1 号、議案第 1 7 号から議案第 2 4 号、議案第 3 1 号の 1 3 案件でございました。 初めに、議案第 4 号 まんのう町総合計画の承認について、議案第 2 4 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算(案) について、議案第 3 1 号 平成 2 0 年まんのう町一般会計予算 (案) につきましては、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。その後、付託案件につき、本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、各委員より、質疑、意見がありました。 議案第 4 号 まんのう町総合計画の承認については、本会議での提案理由にもありましたが、執行部より、総合計画で議決をお願いするとのことでありました。1 0 年間の基本構想であり、構想の参考資料として基本計画を出させていただきました。参考資料である前期 5 年間の基本計画の数値等は、状況変化により変更することもあるとの説明を受けました。委員より、基本計画の数値目標についての質疑があり、執行部より、まちづくり委員会、策定委員会の中で基本計画の数値目標をあげたとのことでありました。また、委員より、消防体制の充実についての質疑があり、執行部より、消防団の再編等の改善にむけて検討したいとのことでした。また、委員より、企業誘致についての質疑があり、執行部より、町内で働く場を確保するために、企業誘致に力を入れるとのことでした。また、交通網の整備、商品券の拡大等についての意見がありました。 議案第 5 号 まんのう町公園条例の制定については、執行部より説明があり、委員より、7 つの公園の維持管理についての質疑があり、執行部より、指定管理をするとすれば条例が必要であるとのことでした。 議案第 7 号 まんのう町共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例の制定については、委員より、共聴の電柱についての質

三好議員	疑があり、執行部より、共聴の電柱には原則ケーブルを乗せない方針である。また、各共聴組合の電柱を撤去する方法としては、共聴組合で撤去するか、建設業協会に依頼するかは、各共聴組合の選択であり、町は撤去費に対して補助金を出すとのことでした。 議案第11号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正については、執行部より、10月1日より特別徴収、4月から9月まで普通徴収になる。世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75才未満の場合は特別徴収になるとの説明があった。 議案第17号 まんのう町塩入ふれあいセンター指定管理者の指定についてから、議案第23号 塩入健康センターの指定管理者の指定についての7議案は、関連があるので一括して質疑に入り、委員より、指定期間についての質疑があり、執行部より、来年3月にはことなみ振興公社の指定期間が終わる。今後、夏ぐらいを目途に統廃合、公募、非公募について検討するとのことでした。また、委員より、7つの施設一括での指定かとの質疑があり、執行部より、7施設一括での指定とのことでした。また、委員より、企業努力をしてほしいとの意見がありました。 議案第24号 平成19年度まんのう町一般会計補正予算（案）につきましては、執行部より説明があり、委員より、健康づくりの減額についての質疑があり、執行部より、実績による減額とのことでした。また、委員より、中山間直接支払の新規申請の受付についての質疑があり、執行部より、いろいろ条件はあるが、受付は可能であるとのことでした。 議案第31号 平成20年度まんのう町一般会計予算（案）につきましては、執行部より説明があり、委員より、消防費について、来年は組織も考え十分審議し、予算化してほしいとの意見がありました。また、委員より、警察官OBの採用についての質疑があり、執行部より、基本的には庁舎内全体の防犯関係の業務であるとのことでした。また、委員より、町民の足の確保についての質疑があり、執行部より、交通体系の確立のため地域公共交通協議会を立ち上げた。今後、検討していくとのことでした。また、委員より、長炭小学校の耐震・大規模改修についての質疑があり、執行部より、工事工法等、再度検討したいとのことでした。また、委員より、地籍調査についての今後の進捗についての質疑があり、執行部より、地籍調査終了までに約15年程度必要とのことでした。また、委員より、かりんの丘公園についての質疑があり、執行部より、平成20年を最終年度として、全面開園していくとのことでした。また、委員より、福祉タクシー、郵便物の発送等についての意見がありました。 以上、付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告をふまえ、慎重に審査しまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第4号 まんのう町総合計画の承認について 全会一致で可決 議案第5号 まんのう町公園条例の制定について 全会一致で可決 議案第7号 まんのう町共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例の制定について 全会一致で可決
------	---

三好議員	議 長	議案第 11 号	まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致で可決
		議案第 17 号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 18 号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 19 号	塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 20 号	まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 21 号	まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 22 号	二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 23 号	塩入健康センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決
		議案第 24 号	平成 19 年度まんのう町一般会計補正予算（案）	全会一致で可決
		議案第 31 号	平成 20 年度まんのう町一般会計予算（案）	全会一致で可決
大西 豊 議 員	大西 豊 議 員	以上のように、意見の一致をみました。 以上が付託案件審査の報告です。また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 大西豊君。 先ほど、詳しく説明がありましたが、2、3についてお伺いいたします。 指定管理者の問題についてお伺いをいたします。今まで、執行者のほうからは、前のまちづくり政策課長のほうから、竹林課長のほうから、18年度におきましては機構の統合、平成19年においては法人の統廃合、また、議会に対しての資料では、1月4日の仕事始めに、課長会（検討委員会）で、仲南振興公社の4年の指定の推薦とかいうことが出てまいりましたが、その中で、もう少し深い部分について議論があったかどうかお伺いします。たとえば、決算前の会計事務所からの指摘、たとえば、平成19年5月31日に、山下会計事務所のほうから、たとえば今、議決になりました案件ですけど、産直部門については経営損失が6%になっており、事業の継続という観点から黒字化が不可欠という厳しい意見がついとります。そういうなかで、委員長報告では、経営努力と言われておりましたが、このなかにも書いとりますが、地域の商品開発とかいうことを書かれておりましたが、実際、赤		

大西 豊 議 員	字になってる原因はそれ以外が大きいようであります。そういう部分について、議論があったかないか、この赤字に対する議論があったかないか、また、山下会計事務所からの指摘に対しての議論があったかないか。それと、まちづくり政策課のほうから資料をいただいてた統廃合についての、私も一般質問の形で何度も質問しましたが、そういうことを議論したかしないかについて、とりあえず質問させていただきます。
議 長 三好議員	三好勝利君。 大西議員さんの質問に対して、それぞれ考えが違うので、質問内容等納得いくかどうかは分かりませんが、前々から言っております指定管理者制度、それから温泉、道の駅について、いろいろ多岐面にわたって議論しておりますけど、再度、どういうのが原因で、どういうようになっておるかというのは、執行部のほうから、前々から説明もあり、今回でもやっております。全協でもやっておるとおりでございます。一部のものには、前に聞いたけど忘れたという点がありますけど、記憶を呼び起こしていただいて、この件も何回も何回も同じような質問で同じような回答をしとるわけでございますけど、赤字が出た、赤字が出たという点におきましては、この点においては、議員さん皆さんご理解いただいておりますけど、あそこで何千万、何百万儲けて運営するのではなくして、地域のやはり集積場所として大きな補助金をもらって、あそこで儲けて町の財政を潤いなさいというような指摘は受けておりません。やはり赤字がないのに越したことはありませんけど、やはり協力者である三百数十名、約四百名という組合員が健康になり、やはり遊休農地を遊ばすことなく作って、新鮮な品物をあそこで場所を提供、その場所を作っておるわけなんでございますので、あまりあそこで何ぼ儲けたか、何ぼ赤字か、人間が多いじゃないかという意見もありますけど、そのへんは十分ご理解いただきたいと思いますし、会計事務所からもそういう指摘をいただいておりますけど、その損失につきましては、何回も申し上げておりますけど、人件費の問題等多々ありますけど、主目的があそこで大きな黒字を出して、町の財政を潤すというのが目的でやっておりますので、そのへん十分ご理解いただきたいと思います。それぞれ議員さん考えが違うように、質問も違うし、内容の答弁も違ってくるかと思っておりますけど、そのへんで間違っておれば、またご質問いただきたいと思います。以上です。
議 長 大西 豊 議 員	大西豊君。 私が質問しておるのは、問題があるということを外部から指摘されておるなかで、そういう具体的な議論をしたかどうかということをお聞きしとります。この問題につきましては、税金も払わんでただで借りて、赤字であるということに対しての会計事務所からの指摘でありますので、そういうことをこの資料にも書いとりますけど、公設民営化は税金も払わなくていけるという施設で、そういう弱い者の立場に立っての施設でありますけど、こういう外部の、まんのう町の条例にも謳われておりますけど、会計事務所の所見という形で、議会に出てきとることに対しての、そういう具体的な議論をされたかどうか、特に、これは直接関係ありません

大西 豊 議 員 議 長 三好議員	けど、この議会におきまして、かりん温泉の赤字うんぬんということが大きく謳われておりますけど、やはり人件費が一番問題でないかと思うんで、そういう原因について議論がされたかどうか、会計事務所に指摘されとることも含めて、議論をされたかどうかということを再度お伺いします。 三好勝利君。 十分理解されたようなし、されてないようなし、何回も同じことを言っとなるわけですけど、水掛け論になりますけど、会計事務所から指摘されたことは十分議論しました。だけど、やはり人件費というのは、地域の働き場所を提供するという意味で、多少は1人2人多いんでないかなという指摘もありますけど、やはり、やっぱりその方が働いて、地域の活性化につながるということでやってるんであって、全く個人商店、個人会社と違うのは、そこが大きな違いであって、公設民営でやって家賃ももらわずにやって、また赤字かというのも、私は以前も十数年、20年ほど前から、議会に出てからこのかたずっと、やっぱりああいう施設ができてから、同じように質問をしております。でもやっぱり、やっと10年ぐらい経てば理解ができるようになって、やっぱりこれは儲けだけでないんだと、ただやっぱり商工会からも一部追及されましたけど、ああいう大きな金を使って商売やって、お前、何ぼ儲けるんやということで、私は説明しました。これは儲けじゃなくて、地域の方が活性化して喜んでもらうための施設です、勘違いせんようにしてください言うたら、その方は物分りがよかって、ああなるほどな、と一発でご理解いただきました。それからもう何も言いません。個人商店は個人商店でやって、ある商店は例に出して悪いけど、名前は言いませんけど、たとえば極端に言うたら、我が死に物狂いでやっじょんのに、町が何で大きな税金つこてあんな施設すんやと、最初怒っじょったんです。そのうちだんだんと様子が変わって、お前、1日何ぼ売っじょんやと、お前、何人おるんやと、まあええわの、行政がやるのはのんきで、おらはこれだけの何売っじょん、全国版じゃと。うちの道の駅、全国から尋ねてくるかと。いや、こらええ指摘をいただきまして、今後帰ってまた十分検討して、そのように努力しますと。そういうようなこともふまえて、いろんな、私は流れをつかんでおります。それから、かりん温泉で出ましたけど、あそこなんかでも言い換えれば、地元からのいろんな要請でつくったはずですから、赤字だから簡単にぱっと閉めるというわけにはいかず、やっぱりヒアリングがあって、そこで十分協議してからでないといけないと思います。ええことに、情報公開、情報公開と言われておりますので、新聞に全部暴露した、これはええ情報公開だと思います。あれだけの赤字を抱えとんで、今後、町民が見て、あれを存続するかどよんするかという、最終的には議会執行長の判断ですけど、もうそろそろそういうな時期になってるんでないかなと。ただ単に、何でもええがという意味で委員会をやったんじゃないくして、この委員長報告に入ってますけど、相当、数日前から微に入り細に入り打合せをし、それで本番を迎えてやったわけですので、多少、十分ご理解いただけない点があるかと思いますが、徐々に徐々にまたご理解いただける時期もくるかと思いますが、
---	---

日程第 5	三好議員 議 長 藤田議員	その点は十分寛大な幅を持っていただきたいと。以上です。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長、藤田昌大君。 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 3 月 1 1 日、1 2 日、1 8 日 第 1 委員会室におきまして、3 月 1 1 日委員 7 名、1 2 日委員 6 名、1 8 日委員 7 名出席し、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席のもと、教育民生常任委員会を開催いたしました。 3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 6 号、議案第 1 0 号、議案第 2 5 号から議案第 2 7 号、議案第 3 2 号から議案第 3 6 号、議案第 4 2 号までの 1 1 案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、慎重に審査を行いました。 まず、議案第 6 号について、まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員より、全国一律の条例ではなく、それぞれの町で条件が違うのではとの質疑があり、執行部より県下一律になっているとのことでありました。 議案第 1 0 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正については、委員より、葬祭費の金額についての質疑があり、執行部より、後期高齢者と合わせるとのことでした。 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）については、委員より、交付金についての質疑があり、執行部より、給付に見合った交付金にしたとのことでありました。 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度まんのう町老人保険特別会計補正予算（案）については、委員より、償還金についての質疑があり、執行部より、見込みでしていたものの精算である。今後は後期高齢者医療制度に移行するが、平成 2 0 年度も老人保健の会計は残るとのことでした。 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）については、居宅介護サービスの減額について質疑があり、執行部より、居宅の人数が減ったものでなく実績見込みによる減額であり、在宅介護者の交流会、在宅福祉手当の給付、通所介護についてもケアプランに盛り込んでいるとのことでありました。 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）については、委員より、医療費の削減についての質疑があり、執行部より各種事業に取組み医療費を抑制したいとのことでした。また、直診勘定については、委員より、一般会計繰入
--------------	---------------------------------	---

藤田議員	金の削減についての質疑があり、執行部より、歯科医療は必要であり先生に努力をしてもらうとのことでした。 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）については、後期高齢者医療制度移行後の老人保健での残った支払のためとのことでした。 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）については、委員より、徴収についての質疑があり、執行部より、年金からの特別徴収ができないものは普通徴収となるとのことでありました。 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）については、委員より、施設介護の予算が増額しているが在宅を進める方法とはとの質疑があり、執行部より、認定時の指導として、通所介護、認定者向けのディサービスで、できるだけ在宅でお願いしたいとのことでした。 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度まんのう町診療所特別会計予算（案）については、委員より、診療所の人員等についての質疑があり、執行部より医師 1 名、看護師 3 名、臨時 1 名とのことでした。 議案第 4 2 号 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更については、執行部より、変更内容の説明がありました。 以上で付託案件の審査は終了いたしました。 また、平成 1 9 年度一般会計補正予算(案)、平成 2 0 年度一般会計予算（案）の教育民生常任委員会関係部分については、民生費及び教育費で質疑を行いました。 また、まんのう町総合計画についても、教育民生常任委員会関係部分について質疑を行いました。教育民生常任委員会関係部分については、それぞれ質疑を行いました。なお、まんのう町総合計画については、十分な回答が得られなかったものと総務委員会に報告いたしました。 以上、3 月 1 1 日、1 2 日については、1 7 時に延会、1 8 日午後 1 1 時 4 0 分、委員会を終了いたしました。 付託されました案件について、次とおり決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第 6 号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成多数で可とすることで意見の一致をみました。 議案第 10 号 まんのう町 国民健康保険条例の一部改正について、全会一致で可とすること。 議案第 25 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）についても、全会一致で可とすることが適当であろう。 議案第 26 号 平成 1 9 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）についても、全会一致で可とすることが適当であろう。
------	---

日程第 6	藤田議員	議案第 27 号 平成 19 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）についても、全会一致で可とすることが適当であろうという結論であります。 議案第 32 号 平成 20 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）については、全会一致で可とすることが適当であろう。 議案第 33 号 平成 20 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）について、賛成多数で可とすることが適当であろう。 議案第 34 号 平成 20 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）についても、賛成多数で可とすることが適当であろう。 議案第 35 号 平成 20 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）については、全会一致で可とすることが適当であろう。 議案第 36 号 平成 20 年度まんのう町診療所特別会計予算（案）については、全会一致で可とすることが適当であろう。 議案第 42 号 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更について、全会一致で可とすることが適当であろう。
	議長	とすることに決定いたしました。以上、付託案件の審査の報告であります また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 以上であります。 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 6 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、高尾幸男君。
	高尾議員	建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 3 月 13 日、14 日、17 日、26 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員と議長同席し、執行部より町長、副町長、総務課

	高尾議員	長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 3月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第12号、議案第14号から議案第16号、議案第28号から議案第30号、議案第37号から議案第41号までの12案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり現地調査を行い、質疑、答弁がありました。 付託された案件、議案第12号 まんのう町公共下水道条例の一部改正については、委員より指定工事店への指導、監督についての質疑があり、執行部より、指定工事店への説明を十分にしていけるとのことでした。 議案第14号 まんのう町道路線の認定、議案第15号 まんのう町道路線の変更、議案第16号 まんのう町道路線の廃止については、詳細な現地調査を行い、委員より町道認定、町道全延長についての質疑があり、執行部より認定基準、町道全延長は、琴南地区129, 122m 満濃地区152, 601m 仲南地区125, 848mとの報告がありました。 議案第29号 平成19年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）については、委員より、下水道の接続率の質疑があり、執行部より町全体で69%との報告がありました。 議案第30号 平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）については、執行部より平成20年度を事業の最終年度としたい、現在、50基の予定に対し申込予定が15基あるとのことでした。 議案第37号 平成20年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）については、委員より、上水道と簡易水道の連結についての質疑があり、執行部より工事等の問題、また法律的な問題もあるとのことでした。 議案第38号 平成20年度まんのう町下水道特別会計予算（案）については、委員より、水質検査についての質疑があり、執行部より、琴平町との境で年2回程度しているとのことでした。 議案第39号 平成20年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）については、委員より、加入戸数についての質疑があり、執行部より、加入戸数140戸、加入率は89%とのことでした。 議案第40号 平成20年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）については、委員より放流ポンプ補助対象についての質疑があり、執行部より一般の合併浄化槽については設置補助の中に含まれているとのことでした。 議案第41号 平成20年度まんのう町水道事業会計予算（案）については、委員より、旧吉野小学校の井戸の水脈の把握等についての質疑があり、執行部より、再度、事業を進めながら調査をし、地元への説明は十分するとのことでした。また、水道料金の不能欠損額についての質疑があり、執行部より、古い分で転出、死亡等を考えているとのことでした。 また、平成19年度一般会計補正予算(案)、平成20年度一般会計予算（案）の建設経済常任委員会関係部分については、衛
--	------	---

	議 長 小亀議員	質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第7 議案第4号 まんのう町総合計画の承認についてを議題といたします。 本案に対しては、小亀重喜君他1人から、お手元に配布しております修正案が提出されています。従って、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。 2番、小亀重喜君。 失礼します。議案第4号 まんのう町総合計画の承認についてに対する修正動議を、地方自治法第115条の2及びまんのう町議会会議規則第17条の2の規定により、お手元の別紙修正案を添えて提出いたします。 別紙でございます。議案第4号 まんのう町総合計画の承認についてに対する修正案、まんのう町総合計画(案)を次のとおり修正する。 修正箇所の1、3ページ、1-3計画の構成と期間。基本計画の開始年度終了年度をそれぞれ1年順延する。なお、文書内の期間に関連する表記箇所は、それに準じて改める。 修正箇所の2、11ページ、3-4、行財政運営、地方債残高は94億円を、地方債残高は140.3億円、一般会計90億円、特別会計50.3億円に改める。 修正箇所の3、31から33ページ、6.シンボルプロジェクトの章を削除し、以降の各章、項、頁等を繰り上げる。 修正箇所の4、ページ35、7-2、土地利用の基本理念、基本方針、文末、総合的かつ計画的な土地利用を図りますを、合理的評価基準の確立や関連条例の策定など実効性のある制度設計に取り組み、総合的かつ計画的な土地利用を図ります、に改める。 修正箇所の5、40ページ以降、Ⅲ基本計画の各項に記載された、数値目標をすべて削除する。 修正箇所の6、43ページ、(2)自然環境の保全と活用、主要施策(1)の③、文末の部分、緑のダムの効果のある水田の保全を図りますを、耕作放棄地の実態把握など、農業施策と連携をとりながら緑のダムの効果のある水田の保全を図ります、に改める。 修正箇所の7、78ページ、(1)交通網の整備、充実、主要施策(2)の②、文中、ことでんまんのう新駅の検討などを、ことでんまんのう新駅の検討、JR土讃線塩入駅の拡充(国営讃岐まんのう公園駅)新駅の検討など、に改める。
--	------------------------	---

小亀議員	修正箇所８、８３ページ、住環境の整備、基本目標、文中、公営住宅の整備などを進めを、既存公営住宅の改善などを進め、に改める。 修正箇所９、８３ページ、主要施策（２）の①、文頭、ことでん琴平線の新駅の誘致・整備を検討しながらを、ことでん琴平線、ＪＲ土讃線の新駅の誘致・整備を検討しながら、に改める。 修正箇所１０、８３ページ、主要施策（２）の②、中山住宅団地の販売を進めるとともにを、周知・ＰＲの仕方や仲介・斡旋方法をより工夫し、中山住宅団地の販売を進めるとともに、に改める。 修正箇所１１、８５ページ、生活安全対策の充実、主要施策（２）④を新設。公設消防、自衛消防の業務付加・責任・権能を再点検し、地域間バランスや処遇等の不均衡を是正し、全町域を効果的、効率的にカバーする磐石な消防組織・体制を確立する、を追加する。 修正箇所１２、９３ページ、（２）商工業の振興と雇用創出。主要施策、（２）の①、文頭、全国へまんのう町とまんのう町ブランドの情報発信を行い、を、首長自らがトップセールスマンとして積極的にリードし、全国へまんのう町とまんのう町ブランドの情報発信を行い、に改める。 修正箇所１３、９６ページ、（３）観光の振興。基本目標、文頭、金刀比羅宮観光客が立ち寄りたい観光地をめざし、国営讃岐まんのう公園との連携や、を将来の人口動勢に繋がる施策として観光振興を位置づけ、交流・滞在人口増を目指し、国営讃岐まんのう公園や金刀比羅宮など、町内、近郊の既存観光地との連携や、に改める。 修正箇所１４、１０３ページ（３）協働・連携の推進。基本目標、文中、住民と行政が連携・協働するまちづくりを、住民と行政、議会が連携・協働するまちづくりを、に改める。 修正箇所１５、１０３ページ、主要施策（１）の①、文中、広報まんのうや行政放送・町ホームページを、広報まんのうや行政放送・議会放送・町ホームページ、に改める。 修正箇所１６、１０３ページ、主要施策（１）の②、文中、各種委員会、審議会などの内容をできる限り公開しますを、町議会、各種委員会、審議会などの内容をできる限り公開します、に改める。 修正動議提出に関わる理由書。 本会議初日、本議案の上程に際し、まんのう町総合計画（案）にて表された基本構想、基本計画、実施設計の年次設定や相互の位置付け、基本計画の各項目に掲げられた数値目標の妥当性など、記載内容全編にわたって概括質疑を行いました。提案者からは、その根拠となる説得力のある返答は得られなかったものと考えております。また、各常任委員会での質疑・審査過程において
------	--

小亀議員	は、各委員から原案に修正を加えるのが適当と思われる看過できない問題点の指摘が多く見受けられました。その状況を勘案され、議案付託先の総務常任委員会にて修正案が提出されるものと期待しておりましたが、原案了承の旨の審査結果を聞くに至り、ここに議員発議により、本議案に関わる修正案を提出するものです。 なお、原案の提出根拠法である地方自治法第2条4項には、議会の議決を要する範囲として、基本構想と定められていますが、議案第4号は、まんのう町基本構想の承認ではなく、まんのう町総合計画の承認と表記、上程されております。提案者より、基本計画以降の部分は参考との説明、意向が示されましたが、まんのう町総合計画は一体的な文書として捉えなければならず、基本構想と基本計画を分離して審議、決裁することは、合理性を欠くこととなります。よって、本修正案も原案に合わせ、基本計画の領域に関しても修正を加え、提出いたしたいと考えます。修正箇所ごとに、以下にその理由を述べます。 修正箇所の1。基本構想、基本計画の開始年度に関わる修正。来年、平成20年度は、従前の新町建設計画にそって方向性が定められ、予算を組み、町政運営が行われるのが現実であり、まだ現時点では承認されていないまんのう町総合計画の適用範囲に含まれることは論理的矛盾を生じます。よって、それぞれ1年間順延し、表記訂正を行うべきと考えます。 修正箇所の2。財政健全化法の主旨を唱えるまでもなく、財務数値は連結ベースで扱うのが穏当であると考えます。地方債の残高は一般会計だけでなく、特別会計、合計額を表記すべきと考えます。なお、この数値は、広報まんのう2007年12月号の掲載数値を引用しております。 修正箇所の3。3つのプロジェクトを並列、特記する必要性が、残念ながら認められません。それぞれ施策の大綱に含まれる内容、重複的な表記であり、文書中から削除すべきと考えます。 修正箇所の4。今後、当町の発展は、土地利用の方向性によるところが大と考えます。抽象的な努力推進表現から一步踏み込み、実施策に繋がる内容、表現に加筆訂正すべきと考えます。 修正箇所の5。設定された各項の数値目標を眺むるに、住民生活に関する十分な実態把握が行えていなかったり、目的に相当する政策目標と、手段に相当する実施目標の混在が見られるなど、抜本的な見直しが必要と思われます。いったん本文書から削除、精査し、実施計画の策定に併せ、改めて再設定すべきと考えます。 修正箇所の6。水田保全是自然環境の観点で考えるだけでなく、農業施策との連携において捉える必要がある。建設経済常任委員会での質疑内容に共感し、加筆訂正すべきと考えます。 修正箇所の7。ことでん新駅だけでなく、JR土讃線での既存駅の充実、新駅の設定についても併せて検討する必要がある。建設経済常任委員会での質疑内容に共感し、加筆訂正すべきと考えます。
------	--

	谷森議員 議長 小亀議員 議長 大西 樹 議員	前進的な面とかいろいろあるわけではありますが、ページ４３の自然環境の保全と活用と、こういうところで修正として、耕作放棄地の実態把握など、農業施策と連携をとりながら緑のダムの効果のある水田の保全を図りますと、こういうふうに文書化されておりますが、私も、町の基本計画の中では、農業問題については、なかなかこう、幅広くて難しい問題があるわけではありますが、やはりまんのう町の実態を考えた場合には、家族農業いうんですか、これが多大なウェイトを占めておると。基本計画にはそういうような表現はないんですが、提案者が、農業施策と連携をとりながらということについて、この点、もう少し、より具体的にお答えいただきたいと思います。 小亀重喜君。 谷森議員さんの質問にお答えしたいと思います。 私自身、先ほど最後にご説明したとおり、これは建設経済のほうで勉強させていただいて書いたような次第でございます。そのときの自分の思いを説明するようなことになるんですが、水田の保全といわれましても、これは環境施策だけで論じてても、結局はそこを守る人、要は農業の担い手という部分がなくなれば、その保全そのものがないということで、耕作放棄地がどんどん増えていったら、その保全自体ができない。ということでしたらやはり、農業施策としてそれを十分考えて、その連携をとっていかなければ無利やろうと。ということで、今おっしゃられた家族経営うんぬんというところも、もちろんそこに含まれておるんですが、ここにはちょっとと言及できておりませんので、申し訳なく思います。以上です。 他に質疑はありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。先に修正案に対する反対討論はありませんか。 大西樹君。 修正動議に対する反対討論を行いたいと思います。 今回、執行部より上程されました、まんのう町総合計画の承認については、提案理由にあったように、本町の１０年間の将来像や基本理念を明らかにした基本構成を審査するものでございます。先般、総務常任委員会に付託されました、まんのう町総合計画につきましては、先ほど委員長の報告がございましたが、委員長はじめ委員１人１人が、強い権限と重責の上に立って、慎重に審議をした結果、全員一致で意見の総意をみたものであります。また、修正内容につきまして、２１年度からの適用のこともありましたが、新町建設計画より具体的に肉付けした総合計画を新年度に向け策定することで、異なった自治体が合併したことによる住民の不安感を早々に払拭し、町の進むべき方向を速やかに提示することができるため、新年度からの運用が必要であります。参考
--	---	--

大西 樹 議 員 議 長 本 屋 敷 議 員	として添付されております基本計画の表現についても、今後取り組むべき施策、分野別体系的に定められてものであることから、執行部より、将来的な世情の変化等も勘案しながら、基本構想の実現に向け、柔軟に対応していくことでもあり、内容を精査した結果、本町の進むべき方向に問題があるとは考えられないため、修正動議に対しましての反対討論といたします。 本屋敷崇君。 2 番、本屋敷、賛成討論を行わせていただきます。 1 9 6 9 年の地方自治法の改正により、自治体に義務付けられた総合計画ですが、国の思惑がどうであれ、計画と名をするものの、議会においてはそれほど重要視されてこなかったのが現状であると思います。その後、高度成長期、バブル期、バブル崩壊期を経て、約 4 0 年の歳月が過ぎるとともに自治体の役割が変わってきました。それとともに、総合計画の役割も少しずつ変化してきました。高度成長期、バブル期においては、国も地方も借金をしてでも多くの予算を消化してきました。たぶんその頃は、多くの人がそのことに疑問をいただくこともなく、当たり前のことであったのでしょう。そして、バブル経済がはじけた後は、低迷する景気を底上げするために、多額の建設国債をもって公共投資による景気回復を図りましたが、ある程度普及している公共事業を増やしても景気が回復することはなく、国も地方も多額の借金を抱える状況となってしまったのは、皆さんもご存知のとおりだろうと思います。 そんななか、2 0 0 0 年には地方分権一括法が施行され、中央集権から地方分権へと日本の行政は大きく変わりつつあります。地方分権が進むということは、地方の責任も大きくなるということです。中央集権時には考えなくてよかった地方の特色や独自の政策を求められるようになってきました。そんななか、各自治体において、総合計画の存在が以前より重要視されてきたのは、多くの自治体を見ても分かるとおりです。多くの住民が参加し、喧々諤々と作成した自治体も存在すれば、執行部が出してきた総合計画に対案を示し、策定委員会と議論を交わしている自治体も存在します。それだけ、地方分権の進むなか、この総合計画が重要視されているのです。しかし、一方で今議会に提出された我が町の総合計画はどうでしょうか。審議しただけでも、執行部において十分に協議されたものではないと判断できると思います。例を挙げるならば、シンボルプランの作成に占める位置はあいまいであり、総合計画の目標数字においては、政策指数と事務指数が混在し、努力目標と現状維持の数値が混在する状況です。たった 1 日や 2 日、議会の審議において不明確な点が出てくる計画書を私たちはどう評価すればよいのでしょうか。また、数値目標があいまいであるということは、今後、集中改革プラン、行革大綱を行っていくうえにおいて、目標となる数値をあいまいに決めてしまっているということです。それでは、どうやって事務事業評価、行政評価を行っていくのでしょうか。こんなことで、我が町の行政改革は実現するのでしょうか。
---	---

日程第 8	本 屋 敷 議 員 議 長	今回、修正案を採決するにあたっては、一昔前の総合計画と現在の総合計画における役割が違うことを念頭にふまえたうえで、十分に考えていただきたいと思います。なお、修正案には各委員会より、各議員より質疑に挙げた最もだと思えるものも反映させていただいたつもりです。今回は、この修正案を可決していただき、本年中の所管事務調査のなかで、総合計画における政策目標と実施計画における事務指標を執行部と十分に協議して設置し、今後 10 年のまんのう町における道しるべとならん総合計画を作成できればと考えています。確かに、議事進行上においては、議案提出時に修正議案として提出するべきかもしれませんが、審議前に修正案をつくるのが困難であることは、現在の議会の状況を見れば理解していただけるものと思っております。しかし、それゆえに今回は、多くの議員の方々の意見を加筆することができたものと思っております。このような理由から原案可決では、住民に対し、説明責任が議会としては果たせないものと考えてますので、提出させていただいた修正案を可決することに賛成いたします。以上です。 これをもって修正案に対する討論を終了いたします。 続いて、原案に対する反対討論はありませんか。 (「なし。」) 原案に対する討論なしと認めます。 これをもって原案に対する討論を終了いたします。 以上で、議案第 4 号の討論を終了いたします。 これより、本案に対する小亀重喜君他 1 人から提出された修正案について、起立により採決いたします。 修正案に賛成の諸君の起立を求めます。 起立少数であります。 よって、小亀重喜君他 1 人から提出された修正案は否決されました。 ただいま、修正案は否決されましたので、原案を起立により採決いたします。 原案に対する委員長の報告は可決であります。 原案は委員長の報告どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、議案第 4 号 まんのう町総合計画の承認については、原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 5 号 まんのう町公園条例の制定についてを議題といたします。
--------------	---------------------------------	--

日程第 9	議 長	これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 5 号 まんのう町公園条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 これより、日程第 9 議案第 6 号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 谷森哲雄君。 この後期高齢者は、国政の場合でも野党 4 党が廃止、撤回を求めると、こういう提案をされております。それから、この内容を考えてみますと、いわゆる 75 歳以上は国民健康保険、あるいは組合の健康保険の被扶養者になっておられる扶養者を全部そこから出して、新たに 1 人としての保険をつくると、こういうことでありまして、高齢者にとっては、今まで全然負担がなかったのが、新たな負担になると。そしてまた保険料が納められなかった場合には、その親族に払いなさいよと、こういうような年寄りいじめでもあるし、新たに高齢者に保険料の負担を強いると。そしてまた、この医療の中身についても、かなり問題があります。従いまして、私は、この条例には反対いたします。 本屋敷崇君。 本条例ですが、まず第一に、上位法で決まった後期高齢者制度であること、まず第二に、現在の高騰する老人医療制度を維持していくために、我が町としては広域であることのほうが望ましいこと。そして、これから高騰する老人医療を負担する若者たちに対する負担削減のために、とりあえずいたしかたない部分も勘案される部分であります。なお、今、谷森議員が言われるようにですね、考えなければならない部分もあると思いますが、とりあえず、これから始まっていく条例ですので、これから変わっていく部分も多く見受けられると思います。それを勘案して、今回はこの議案に対して賛成いたします。以上です。
	谷森議員	
	議 長 本 屋 敷 議 員	

日程第 10	議 長	これをもって討論を終了いたします。 議案第 6 号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 10 議案第 7 号 まんのう町共同受診組合ケーブル撤去事業の分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 7 号 まんのう町共同受診組合ケーブル撤去事業の分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 11	谷森議員	日程第 11 議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 谷森哲雄君。 この条例も、提案理由の時には説明が不十分であったかと思うわけではありますが、これをよく読みますと、第 4 条の (3) ですが、分かりやすく言いますと、21 年の 4 月からは、70 歳から 74 歳は医療費の自己負担分が 10 分の 2 になりますよと、こういうことありますので。ただし、今年 1 年、平成 20 年度は 10 分の 1 ですよと、こういうふうに但し書きがついておりますが、現実には、平成 21 年度から 10 分の 2 になるということは、新たな高齢者の負担を強いると。現実、今、いろいろ考えてみますと、後期高齢者医療制度の問題にしたって、この問題にしたって、やはり、高齢者に負担を強いると、こういうことは、私はほん

日程第 12	谷森議員	とに、日本の社会として、子供たちの教育あるいは高齢者を大事にしなければならないと、こういう情操教育、社会教育が大事かと思いますが、そういうのに根本から反しておりますので、私は反対いたします。
	議 長	本屋敷崇君。
	本 屋 敷 議 員	まんのう町国民健康保険条例改正であります。先ほど、谷森議員さんが指摘されました 10 分の 1 から 10 分の 2。激変緩和措置で 1 年間は今のままでございますけれども、これもですね、今現在の保険の状況を見まして、国民健康保険を維持していくうえにおいて、現在におきましても若者への相当負担が大きくなっております。そんななか、これも受益者負担の部分としてやむなしと思える部分がありますので、私としては賛成とさせていただきます。以上です。
	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	白川（美）議 員	日程第 12 議案第 11 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 白川美智子君。 議案第 11 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論をいたします。 特別徴収として年金から天引きされる、前期高齢者も同じく年金から天引きになります。そして、介護保険料と併せて、1 ヶ月 1 万円を超える額が年金から引かれることになります。よって、これは高齢者の生存権を脅かすことになりますので、反対討論といたします。
	議 長 三好議員	三好勝利君。 白川美智子議員の反対討論に対して、賛成討論をいたします。 我々も審議した結果、諸手を挙げて賛成というわけではございません。しかし、今の現状をふまえて、これがもう最低線の政策であるという判断をいたしましたので、ご理解をいただきたい。なお、本町といたしましても、執行長をふまえて、なおかつ今後

日程第 13	三好議員 議 長	ともそういう関連において、細部にわたって本町としてどう取り組むべきかという余韻は残しておりますので、そこを十分ご理解 いただきたいと思います。以上です。 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 1 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 3 議案第 1 2 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 2 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 議場の時計で、午後 1 時まで休憩をいたします。
日程第 14	議 長	休憩を戻して、会議を再開いたします。 日程第 1 4 議案第 1 4 号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

休憩 1 1 時 5 9 分
(1 2 時 大西樹議員退席)
再開 1 3 時

日程第 15	議 長	(「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 4 号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 5 議案第 1 5 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
日程第 16		(「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 5 号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 6 議案第 1 6 号 まんのう町道路線の廃止についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

日程第 17	議 長	これより、議案第 1 6 号 まんのう町道路線の廃止についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 7 議案第 1 7 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 7 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 18		日程第 1 8 議案第 1 8 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 8 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。

日程第 19	議 長	(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 19 議案第 19 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 19 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。
日程第 20		(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 20 議案第 20 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 20 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21	議 長	日程第 2 1 議案第 2 1 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 2 1 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 22		日程第 2 2 議案第 2 2 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 2 2 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 23		日程第 2 3 議案第 2 3 号 塩入健康センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」)

日程第 24	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 2 3 号 塩入健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 2 4 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 25		日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 2 5 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）を採決いたします。

日程第 26	議 長	本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 26 議案第 26 号 平成 19 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算 (案) を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 26 号 平成 19 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算 (案) を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 27		日程第 27 議案第 27 号 平成 19 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案) を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 27 号 平成 19 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案) を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」)

日程第 28	議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 28 議案第 28 号 平成 19 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 28 号 平成 19 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 29		日程第 29 議案第 29 号 平成 19 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 29 号 平成 19 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 30		日程第 30 議案第 30 号 平成 19 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）を議題といたします。

日程第 31	議 長	これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 30 号 平成 19 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 31 議案第 31 号 平成 20 年度まんのう町一般会計予算(案)を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 高木堅君。 討論に入っとなですけど、入る前に、私、教育民生常任委員会でありませんので、総務の場合ですので、予算に関わることに ついて、町長にいろいろと質疑したわけですけど、総務委員会で 1 点だけ、町長からの、また執行部からの話がありませんので、そ れだけ説明だけ簡単にお願いしたいと思うんです。 藤田昌大君。 高木議員が、今ちょっと、関連するかも分かりませんが、私、教育民生常任委員会としてですね、慎重に所管の部分を討議さ せていただきました。時間不足のなかですね、十分な説明が得られなかった部分、補助金とか負担金の部分で多くあったかと思 いますし、この予算編成についてですね、昨年並みの部分とか非常に多すぎて、明解な説明が得られなかったと解釈しております。 特に、今の、高木議員が言った分についても、教育民生ではですね、決定権がありませんので、できませんでした。そういった部 分とですね、もう 1 つ、このまちづくり、この総合計画との絡みで言わせてもらいますとですね、全然整合性がない部分が多く見 られますので、たとえばですね、73 ページに勤労者福祉の充実と言っときながらですね、法定基準や各種制度をうんぬんと個々 にありまして、一般の人にはそういうことをしますけれども、残念ながらこの一般会計のなかではですね、勤労者福祉に対する福 利厚生費の中の 200 万が削除されております。そういった部分だとか、非常にですね、栗田カラーがそれかも知れませんが
	高木議員	
	議 長 藤田議員	

	藤田議員 議長 松下議員 議長 高木議員 議長 白川（美）議員	も、住民の協働を求める意味のなかです、ほんとに住民のそれを求めているのかという部分がですね、非常に不満でありますし、社会教育のなかです、もっともっと充実せないかん部分がある反面ですね、切ってもええ予算は切っていない、そういった部分が多く見られます。教育民生常任委員会の結論としてはですね、反対はできませんので、あえて反対はしなかったんでありますけど、決定権がありませんので、だけでも委員会のなかでは、そういった意見が多く出されました。そういったなかです、この予算の整合性を見ますと、どうも栗田カラーのですね、2年、3年目に至る決意の一端が見られません。そういったところとかですね、教育費、社会教育にかけてですね、非常にざっとした予算配分でないかなという気がしますので、そういった意味で反対の討論にさせて、予算執行についてはですね、慎重にさせていただけるのがいいんでありますけれども、この全般的な予算についてですね、非常に、住民に還元できてないという部分です、私は反対の立場で討論に参加させていただきます。以上であります。 松下一美君。 私はこの平成20年度の一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。ただいま藤田議員が整合性がないとか、この予算についていろいろと批判されておるようでありますけれど、この歳入そのものにいたしましても、ほんとうに、まんのう町町税といたしましても20%と、18億9,900万。そしてまた、地方交付税に大きく依存しておるというのが出ております40%近くの36億120万と。そしてまた、地方交付税の交付金によりますと、それも1億6,800万。そしてまた、国、県、拠出金によりますと、やはり3億3,400万。そしてまた、県によりますと、7億2,300万と、そういうなかで、基金繰入金におきましても3億3千万と。そしてまた、繰越の2億円と、非常に私は、やり繰りをされた厳しい予算であったと思います。そういうなかで、大型案件を控えております。そういうなかで、住民の多くが望んでおります、1日も早く完成が望まれております情報基盤整備事業、そしてまた、長炭小学校の、先ほど高木議員さんも委員会のなかで述べております、やはり耐震とかそういう面につきまして、そしてまた、かりんの丘整備事業の早期完成が望まれております。そういう点から、私は、この地籍の課を設けてやるという町長の意気込み等につきまして、賛成の立場で討論いたします。 高木堅君。 勘違いされたら困るんで、賛成の立場で討論させていただきます。 白川美智子君。 民生費の中に、人権対策費として、部落解放国民運動負担金261万8千円、また、社会教育総務費の中に、人権同和負担金が182万が含まれております。政府の同和行政は、終了を宣言しております。心理的な差別、差別意識がある限り、同和行政は必要だとする各自治体は、人権行政など名称を変えるなどして継続しております。同和行政の終結といたしましても、実態は分かり
--	---	---

日程第 32	白川（美） 議 員 議 長 高木議員 議 長	にくいわけであります。これらの財源を子育て支援のほうへ回すべきだと思います。 そして２番目に、今年限りの工事費だと思いますけれど、都市公園に３億９５２万円が含まれております。 よって、反対の討論をいたします。 高木堅君。 賛成の立場で交互にするのが、議長の立場で、今ちょっといろいろあったんですけど、執行部、総務委員会でもいろいろ予算編成にあたって、大変ご苦労がみえてきたと思います。なお、総務委員会でいろいろと協議したなかで、１点だけ、執行者のほうから、説明的なことを、町長のほうから言われとんで、それを一言聞きたいなあというんで、それだけお願いしたいんですけど、かまんですか。町長、よかったら言うてください。耐震のですね、教育委員会との協議は、十分予算的なもんもしますと、詰めてみますということがちょっとあったんですけど、予算執行については賛成します。それ、協議したんやったらした言うてくれたらええし。結構です。 他に討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第３１号 平成２０年度まんのう町一般会計予算（案）についてを起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第３２ 議案第３２号 平成２０年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第３２号 平成２０年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）についてを採決いたします。
---------------	---	--

日程第 33	議 長	本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 33 議案第 33 号 平成 20 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 33 号 平成 20 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 34	谷森議員	日程第 34 議案第 34 号 平成 20 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 谷森哲雄君。 これは、先ほどの審議の時にも申し上げましたが、2 月の 28 日に国政の場で、野党 4 党が共同提案で廃止撤回を求めるということを衆議院へ提出しておるわけであります。そしてまた、先ほど申し上げましたが、国民健康保険、あるいは組合の健康保険の被扶養者であった 75 歳以上の方がそこから強制的に脱退を求められて、新たに後期高齢者医療保険の保険証をもらって、それを基に保険料を徴収される。たとえばですよ、奥さんが 74 歳やったら、奥さんはそのままと。非常に矛盾しております。それから、この内容でございますが、特に、75 歳以上は病気が多いから、複数の診療を受けているから医療費が高つくとか、あるいは認知症が多いとか、それからまた、いずれ死を迎えるから、なんぼでも終末医療はしなくていいというようなニュアンスの中身であ

日程第 35	谷森議員 議長 本屋敷議員 議長	ります。特に、それから、メタボリックシンドロームいうんか、内臓脂肪症候群、これについても新たに健康診査制度ができておりますが、75歳以上はこれから除外されておるということは、年寄りはいくらでも病院かからんと、はよう死んでくださいよと、医療費がかかって困るがと、こういうような中身であろうかと、このように思ったりもするわけでありますので、私は、たとえ条例が通ってあっても、予算については反対いたします。 本屋敷崇君。 先ほどありました議案第6号の後期高齢者に関する条例及びですね、今後、議会におけるまんのう町特別会計条例の一部改正におきまして、後期高齢者の特別会計ができております。そのなかで、先ほどの老人保健会計におきましては、後期高齢者に移行するということになりまして、予算的には今年度分は5月までの暫定予算であり、その後は、老人保健を終結するための予算となっております。そして、今の現状から考えまして、老人保健から移行した分は、本町としては、後期高齢者広域連合によってですね、75歳以上の方の保険をみななければいけない状況にあります。そのなかで、この特別会計というのは、そのなかにおける予算を示したものでありますので、これを反対するということは、本町独自にですね、また、まんのう町老人保健会計のほうを予算上程する等々のことが必要になってまいります。今現在の状況を考えれば、この特別会計で、この1年間を執行していただき、今後、国等の動きがどうなるか分かりませんが、今現在ではこの状況でいっていただくこととなりますので、賛成討論とさせていただきます。 他に討論ありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第34号 平成20年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第35 議案第35号 平成20年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありますか。
---------------	---	---

日程第 36	議 長	(「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 3 5 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度まんのう町診療所特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
日程第 37		(「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 3 6 号 平成 2 0 年度まんのう町診療所特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

日程第 38	議 長	これより、議案第 37 号 平成 20 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 38 議案第 38 号 平成 20 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 38 号 平成 20 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 39		日程第 39 議案第 39 号 平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 39 号 平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

日程第 40	議 長	(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 0 号 平成 2 0 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。
日程第 41		(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算（案）を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 1 号 平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算（案）を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 42	議 長	日程第 4 2 議案第 4 2 号 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 2 号 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 43	町 長	これより、日程第 4 3 議案第 4 3 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 4 3 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。 まんのう町固定資産評価審査委員会の委員でありましたまんのう町七箇 2 7 2 0 番地 1 の小笠厚委員が、一身上の都合により、3 月 3 1 日づけで辞職されることに伴いまして、地方税法 4 2 3 条第 4 項の規定により、遅滞なく補欠委員の選任をする必要があることから、4 月 1 日付で、まんのう町宮田 1 0 0 7 番、道久貞雄氏を選任したく同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。なお、補欠委員の任期は前任者の残任期間として、平成 2 1 年 5 月 1 2 日までとなっております。
	議 長	ご審議のうえ承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第 4 3 号は、議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

日程第 45	本 屋 敷 議 員 議 長 川原議員 議 長	今、川原議員のほうから説明いただいたんですけど、これが条例改正によるための委員会条例の改正だというのは重々承知しておるんですけども、この話の中でですね、商工観光課の話なんですけれども、建設経済という常任委員会でありながら、商工観光課が総務にあることについては、話には出なかったのかどうかだけ、お聞かせいただけたらと思います。 川原茂行君。 これは、あくまで、まんのう町の課設置条例に対する問題でございますので、そのみのことについてのことでご説明をさせていただきます。 了解できますか。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただいま議題となっております発議第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、発議第 1 号 まんのう町議会委員会条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 4 5 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務調査の事務の調査のための閉会中
---------------	---	--

	議 長	の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を包括的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。 これにて、平成２０年第１回まんのう町議会定例会を閉会いたします。 閉会１３時５０分
--	-----	---

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成20年3月26日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	--

